区分	短期の割合（%）	長期の割合（%）
前条第一号に掲げる商品区分	20	12
前条第二号に掲げる商品区分	25	20
前条第三号に掲げる商品区分	20	12

ロ　イに掲げる保険契約以外の保険契約　現在推計の額の計算に用いる発生率が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額として保険契約の地理的区分ごとに算出した額の合計額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

区分	短期の割合（%）	長期の割合（%）
前条第一号に掲げる商品区分	20	8
前条第二号に掲げる商品区分	25	20
前条第三号に掲げる商品区分	20	12

二　前条第四号に掲げる商品区分　保険契約の地理的区分ごとに算出した次のイ及びロに掲げる保険契約の区分に応じた額の合計額

イ　保険期間が五年以下の保険契約　次に掲げる額のうちいずれか大きい額

⑴　現在推計の額の計算に用いる発生率が25%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

⑵　現在推計の額の計算に用いる回復率（保険契約の給付事由に該当する健康状態から回復する確率をいう。ロ⑵及び第七十七条において読み替えて準用する第七十五条第二号イにおいて同じ。）が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

ロ　保険期間が五年超の保険契約　次に掲げる額のうちいずれか大きい額

⑴　現在推計の額の計算に用いる発生率が20%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

⑵　現在推計の額の計算に用いる回復率が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

第五款　解約及び失効リスク

（解約及び失効リスクの計算）

第六十一条　第五十四条第四号に規定する解約及び失効リスクの額は、地理的区分ごとに算出した、次条に規定する解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額又は第六十三条に規定する解約・失効リスク（大量解約）の額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

（解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額）

第六十二条　解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額は、同質なリスクグループごとに算出した次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

一　解約率その他これに類するもの（以下この条及び第七十五条第一号イにおいて「解約率等」という。）の増加が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の解約率等の上限は100%とする。

地理的区分	割合（%）
欧州経済領域（EEA）等	40
アメリカ合衆国及びカナダ	40
中国	40
日本	25
その他先進国市場	40
その他新興市場	40

二　解約率等の減少が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が前号の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

（解約・失効リスク（大量解約）の額）

第六十三条　解約・失効リスク（大量解約）の額は、次の表の左欄に掲げる保険契約の種類に応じ、同表の右欄に定める割合の保険契約が基準日において解約するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）を同質なリスクグループごと